

桜ヶ丘協定緑地管理組合規約の一部改正について

(改正の主な項目)	(主な内容・理由)
<p>第11条 組合は、次のとおりの組合員から選出された役員を置く。</p> <p>(監事) 第15条 監事は組合の財産の状況および組合業務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。</p>	<p>書記の役員名がないので、役員名を追加する。監事の役員名は誤植で正式名称へ変更する。町内会（準）建築協定管理委員は、(1)～(5)の役員が兼務でなく、実担当役員名に変更する。</p>

桜ヶ丘協定緑地管理組合規約 一部改正

現 行 (平成24年度改正)	改 正
<p>第五章 役員 および 理事会</p> <p>(役員) 第11条 組合は、次のとおりの組合員から選出された役員を置く。</p> <p>(1) 理事長 1名</p> <p>(2) 副理事長 1名</p> <p>(3) 理事 6名</p> <p>(4) 監事 2名</p> <p>(5) 会計 1名</p> <p>(6) 町内会(準)建築協定管理委員 (1)～(5) 役員が兼務 1名</p> <p>(監事) 第15条 監事は組合の財産の状況および組合業務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。</p>	<p>第五章 役員 および 理事会</p> <p>(役員) 第11条 組合は、次のとおりの組合員から選出された役員を置く。</p> <p>(1) 理事長 1名</p> <p>(2) 副理事長 1名</p> <p>(3) 書記 1名</p> <p>(4) 会計 1名</p> <p>(5) 監査 2名</p> <p>(6) 理事 5名</p> <p>(7) 町内会(準)建築協定管理委員は、理事長が兼務 1名</p> <p>(監査) 第15条 監査は組合の財産の状況および組合業務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。</p>